

障害を理由とする差別等の相談状況

1 差別解消のための体制整備

県では、令和3年4月1日に施行した「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」を契機に、差別解消のための体制整備として、令和3年4月から、宮城県障害者差別相談センターを設置し、障害者に対する障害を理由とする差別や合理的配慮の不提供について、本人やその家族等からの相談を受付・対応している。

2 相談実績

年 度	区分別相談件数（単位：件）			
	障害を理由とする差別	合理的配慮の不提供	その他（※1）	合 計
令和3年度	2	5	7	14
令和4年度	7	12	7	26
令和5年度	13	13	9	35
令和6年度	9	6	8	23
令和7年度（※2）	2	7	5	14
	33	43	36	112

※1 「その他」は、「障害を理由とする差別」や「合理的配慮の不提供」とは言えない事例などの件数を示す。

※2 令和7年度分については、9月末現在の件数を示す。